

## 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

### -工業製品製造業分野の基準について-

令和4年5月  
法務省・経済産業省編

(制定履歴)

令和4年5月25日公表  
令和4年8月30日一部改正  
令和4年10月20日一部改正  
令和5年8月31日一部改正  
令和6年4月1日一部改正  
令和6年9月30日一部改正  
令和7年5月26日一部改正  
令和8年6月25日一部改正

- 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の4第1項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、工業製品製造業分野においては、「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針(令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、工業製品製造業分野(以下「製造業分野」という。)についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件(令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。)において、製造業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第 1	特定技能外国人が従事する業務	4
第 2	特定技能外国人が有すべき技能水準等	16
第 3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	23
第 4	特定技能外国人受入事業実施法人の登録等	27
第 5	上陸許可に係る基準	31
第 6	育成・キャリア形成プログラム	33

## 第1 特定技能外国人が従事する業務

## 【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

## 特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

二～六（略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

## 告示第2条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行つて

いることとする。

- 一 中分類 11—繊維工業
- 二 細分類 1221—造作材製造業（建具を除く）
- 三 細分類 1224—建築用木製組立材料製造業
- 四 小分類 131—家具製造業
- 五 細分類 1391—事務所用・店舗用装備品製造業
- 六 細分類 1393—鏡縁・額縁製造業
- 七 細分類 1399—他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
- 八 小分類 141—パルプ製造業
- 九 細分類 1421—洋紙製造業
- 十 細分類 1422—板紙製造業
- 十一 細分類 1423—機械すき和紙製造業
- 十二 細分類 1431—塗工紙製造業(印刷用紙を除く)
- 十三 細分類 1432—段ボール製造業
- 十四 小分類 144—紙製品製造業
- 十五 小分類 145—紙製容器製造業
- 十六 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十七 中分類 15—印刷・同関連業
- 十八 中分類 18—プラスチック製品製造業
- 十九 中分類 19—ゴム製品製造業
- 二十 小分類 206—かばん製造業
- 二十一 細分類 2122—生コンクリート製造業
- 二十二 細分類 2123—コンクリート製品製造業
- 二十三 細分類 2129—その他のセメント製品製造業
- 二十四 細分類 2141—衛生陶器製造業
- 二十五 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 二十六 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
- 二十七 細分類 2146—陶磁器製タイル製造業
- 二十八 細分類 2151—耐火れんが製造業
- 二十九 細分類 2152—不定形耐火物製造業
- 三十 細分類 2194—鋳型製造業(中子を含む)
- 三十一 細分類 2211—高炉による製鉄業
- 三十二 細分類 2212—高炉によらない製鉄業
- 三十三 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業
- 三十四 細分類 2231—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

- 三十五 細分類 2232—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- 三十六 細分類 2234—鋼管製造業
- 三十七 細分類 2236—磨棒鋼製造業
- 三十八 細分類 2237—引抜鋼管製造業
- 三十九 小分類 225—鉄素形材製造業
- 四十 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
- 四十一 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)
- 四十二 細分類 2332—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)
- 四十三 細分類 2341—電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
- 四十四 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
- 四十五 細分類 2422—機械刃物製造業
- 四十六 細分類 2424—作業工具製造業
- 四十七 細分類 2431—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
- 四十八 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業
- 四十九 細分類 2441—鉄骨製造業
- 五十 細分類 2442—建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)
- 五十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
- 五十二 細分類 2444—鉄骨系プレハブ住宅製造業
- 五十三 細分類 2446—製缶板金業(高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)
- 五十四 小分類 245—金属素形材製品製造業
- 五十五 細分類 2461—金属製品塗装業
- 五十六 細分類 2462—溶融めっき業(表面处理鋼材製造業を除く)
- 五十七 細分類 2464—電気めっき業(表面处理鋼材製造業を除く)
- 五十八 細分類 2465—金属熱処理業
- 五十九 細分類 2469—その他の金属表面处理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)
- 六十 細分類 2471—くぎ製造業
- 六十一 細分類 2479—その他の金属線製品製造業(溶接材料製造業に限る。)
- 六十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 六十三 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業(可搬式のもの)及び脚立製造業に限る。)
- 六十四 中分類 25—はん用機械器具製造業(細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)
- 六十五 中分類 26—生産用機械器具製造業
- 六十六 中分類 27—業務用機械器具製造業(小分類 274—医療用機械器具・医療用品

製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)

六十七 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業

六十八 中分類 29—電気機械器具製造業(細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)

六十九 中分類 30—情報通信機械器具製造業

七十 小分類 311—自動車・同附属品製造業

七十一 小分類 314—航空機・同附属品製造業

七十二 細分類 3253—運動用具製造業

七十三 細分類 3293—パレット製造業

七十四 細分類 3295—工業用模型製造業

七十五 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。)

七十六 小分類 484—こん包業

2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 中分類 18—プラスチック製品製造業

二 細分類 2194—鋳型製造業(中子を含む)

三 細分類 2211—高炉による製鉄業

四 細分類 2212—高炉によらない製鉄業

五 小分類 222—製鋼・製鋼圧延業

六 細分類 2231—熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

七 細分類 2232—冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

八 細分類 2234—鋼管製造業

九 細分類 2236—磨棒鋼製造業

十 細分類 2237—引抜鋼管製造業

十一 小分類 225—鉄素形材製造業

十二 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業

十三 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)

十四 細分類 2332—アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)

十五 小分類 235—非鉄金属素形材製造業

十六 細分類 2422—機械刃物製造業

十七 細分類 2424—作業工具製造業

十八 細分類 2431—配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)

- 十九 細分類 2432—ガス機器・石油機器製造業
- 二十 細分類 2441—鉄骨製造業
- 二十一 細分類 2442—建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- 二十二 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
- 二十三 細分類 2446—製缶板金業(高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)
- 二十四 小分類 245—金属素形材製品製造業
- 二十五 細分類 2461—金属製品塗装業
- 二十六 細分類 2462—溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
- 二十七 細分類 2464—電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
- 二十八 細分類 2465—金属熱処理業
- 二十九 細分類 2469—その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)
- 三十 細分類 2471—くぎ製造業
- 三十一 細分類 2479—その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。)
- 三十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 三十三 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。)
- 三十四 中分類 25—はん用機械器具製造業(細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)
- 三十五 中分類 26—生産用機械器具製造業
- 三十六 中分類 27—業務用機械器具製造業(小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)
- 三十七 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 三十八 中分類 29—電気機械器具製造業(細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)
- 三十九 中分類 30—情報通信機械器具製造業
- 四十 小分類 311—自動車・同附属品製造業
- 四十一 小分類 314—航空機・同附属品製造業
- 四十二 細分類 3253—運動用具製造業
- 四十三 細分類 3293—パレット製造業
- 四十四 細分類 3295—工業用模型製造業
- 四十五 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(人体保護具製造業に限る。)
- 四十六 小分類 484—こん包業

## 分野別運用方針（抜粋）

## 第二 特定技能制度に関する事項

## 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

## (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

## ア 1号特定技能外国人

上記1(1)ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1(1)ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

## イ 2号特定技能外国人

上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

## 【特定技能雇用契約の内容の基準】

- 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第1条第1項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。

## [1号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]

- ・ 中分類 11 繊維工業
- ・ 細分類 1221 造作材製造業（建具を除く）
- ・ 細分類 1224 建築用木製組立材料製造業
- ・ 小分類 131 家具製造業
- ・ 細分類 1391 事務所用・店舗用装備品製造業
- ・ 細分類 1393 鏡縁・額縁製造業
- ・ 細分類 1399 他に分類されない家具・装備品製造業（黑板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）

- ・ 小分類 141 パルプ製造業
- ・ 細分類 1421 洋紙製造業
- ・ 細分類 1422 板紙製造業
- ・ 細分類 1423 機械すき和紙製造業
- ・ 細分類 1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- ・ 細分類 1432 段ボール製造業
- ・ 小分類 144 紙製品製造業
- ・ 小分類 145 紙製容器製造業
- ・ 小分類 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- ・ 中分類 15 印刷・同関連業
- ・ 中分類 18 プラスチック製品製造業
- ・ 中分類 19 ゴム製品製造業
- ・ 小分類 206 かばん製造業
- ・ 細分類 2122 生コンクリート製造業
- ・ 細分類 2123 コンクリート製品製造業
- ・ 細分類 2129 その他のセメント製品製造業
- ・ 細分類 2141 衛生陶器製造業
- ・ 細分類 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- ・ 細分類 2143 陶磁器製置物製造業
- ・ 細分類 2146 陶磁器製タイル製造業
- ・ 細分類 2151 耐火れんが製造業
- ・ 細分類 2152 不定形耐火物製造業
- ・ 細分類 2194 鋳型製造業（中子を含む）
- ・ 細分類 2211 高炉による製鉄業
- ・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業
- ・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業
- ・ 細分類 2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ・ 細分類 2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ・ 細分類 2234 鋼管製造業
- ・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業
- ・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業
- ・ 小分類 225 鉄素形材製造業
- ・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業
- ・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
- ・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
- ・ 細分類 2341 電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）

- ・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
- ・ 細分類 2422 機械刃物製造業
- ・ 細分類 2424 作業工具製造業
- ・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- ・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業
- ・ 細分類 2441 鉄骨製造業
- ・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- ・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業
- ・ 細分類 2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業
- ・ 細分類 2446 製缶板金業（高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
- ・ 小分類 245 金属素形材製品製造業
- ・ 細分類 2461 金属製品塗装業
- ・ 細分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ・ 細分類 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ・ 細分類 2465 金属熱処理業
- ・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
- ・ 細分類 2471 くぎ製造業
- ・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
- ・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- ・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
- ・ 中分類 25 はん用機械器具製造業（細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
- ・ 中分類 26 生産用機械器具製造業
- ・ 中分類 27 業務用機械器具製造業（小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
- ・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・ 中分類 29 電気機械器具製造業（細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
- ・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業

- ・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業
- ・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業
- ・ 細分類 3253 運動用具製造業
- ・ 細分類 3293 パレット製造業
- ・ 細分類 3295 工業用模型製造業
- ・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）
- ・ 小分類 484 こん包業

## [2号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]

- ・ 中分類 18 プラスチック製品製造業
- ・ 細分類 2194 鋳型製造業(中子を含む)
- ・ 細分類 2211 高炉による製鉄業
- ・ 細分類 2212 高炉によらない製鉄業
- ・ 小分類 222 製鋼・製鋼圧延業
- ・ 細分類 2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- ・ 細分類 2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- ・ 細分類 2234 鋼管製造業
- ・ 細分類 2236 磨棒鋼製造業
- ・ 細分類 2237 引抜鋼管製造業
- ・ 小分類 225 鉄素形材製造業
- ・ 細分類 2291 鉄鋼シャースリット業
- ・ 細分類 2299 他に分類されない鉄鋼業(鉄粉製造業に限る。)
- ・ 細分類 2332 アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)
- ・ 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
- ・ 細分類 2422 機械刃物製造業
- ・ 細分類 2424 作業工具製造業
- ・ 細分類 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
- ・ 細分類 2432 ガス機器・石油機器製造業
- ・ 細分類 2441 鉄骨製造業
- ・ 細分類 2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)
- ・ 細分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業
- ・ 細分類 2446 製缶板金業(高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。)
- ・ 小分類 245 金属素形材製品製造業
- ・ 細分類 2461 金属製品塗装業
- ・ 細分類 2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)

- ・ 細分類 2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
  - ・ 細分類 2465 金属熱処理業
  - ・ 細分類 2469 その他の金属表面処理業(アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。)
  - ・ 細分類 2471 くぎ製造業
  - ・ 細分類 2479 その他の金属線製品製造業(溶接材料製造業に限る。)
  - ・ 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
  - ・ 細分類 2499 他に分類されない金属製品製造業(ドラム缶更生業、金属製はしご製造業(可搬式のもの)及び脚立製造業に限る。)
  - ・ 中分類 25 はん用機械器具製造業(細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)
  - ・ 中分類 26 生産用機械器具製造業
  - ・ 中分類 27 業務用機械器具製造業(小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)
  - ・ 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - ・ 中分類 29 電気機械器具製造業(細分類 2922—内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。)
  - ・ 中分類 30 情報通信機械器具製造業
  - ・ 小分類 311 自動車・同附属品製造業
  - ・ 小分類 314 航空機・同附属品製造業
  - ・ 細分類 3253 運動用具製造業
  - ・ 細分類 3293 パレット製造業
  - ・ 細分類 3295 工業用模型製造業
  - ・ 細分類 3299 他に分類されないその他の製造業(人体保護具製造業に限る。)
  - ・ 小分類 484 こん包業
- 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、直近1年間で、前記の産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。
- 製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。
- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造さ

れたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）

- ② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

#### 【業務内容】

- 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。
- 1号特定技能外国人  
分野別運用方針第二1（1）アに定めるいずれかの試験の合格により確認された技能を要するものであって、指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに製造工程の作業に従事する業務をいいます。
- 2号特定技能外国人  
分野別運用方針第二1（2）アに定めるいずれかの試験の合格及び第二1（2）ア（イ）に定める実務経験により確認された技能を要するものであって、自らの判断により、製造工程における専門的・技術的な作業に従事した

り、複数の技能者を指導しつつ工程を管理したりする業務をいいます。

**【その他業務関係】**

- 分野別運用方針別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）及び別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。

**【相談窓口】**

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問い合わせください。問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

**【確認対象の書類】**

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 3－1 号）

## 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

## 【関係規定】

## 上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

## 上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

## 分野別運用方針（抜粋）

## 第二 特定技能制度に関する事項

## 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

## (1) 1号特定技能外国人

製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

## ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

## イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

## (2) 2号特定技能外国人

製造業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

## ア 技能水準

## （ア）技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

## （イ）実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験を要件とする。

## イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

## 【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 1号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験（製造分野特定技能1号評価試験、技能検定試験（3級）又は育成就労評価試験（専門級））及び日本語試験（国際交流基金日本語基礎テスト（J F T - B a s i c）A2.2相当以上又は日本語能力試験（J L P T）N4以上）の合格等が必要です。
- 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。
- ただし、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。

- また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたことと見なします（別途証明は不要です。）。

【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等（製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング若しくは生産管理オペレーション）又は技能検定1級）の合格、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験及び日本語試験（日本語能力試験（JLPT）N3以上（※日本語教育の参照枠（CEFR）のB1相当以上を判定された場合に限り。））（※）が必要です。

（※）令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

- この場合の「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいいます。
- 「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業（ただし、「中分類09-食料品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。以下同じ。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。
- 前記の日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業に掲げるものを行っているとは、事業所において、直近1年間で大分類E-製造業に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間に返品されたものを除く）

- ② 加工賃収入額とは、直近1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

### 【経過措置】

- 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなされます。

旧試験区分	新試験区分
製造分野特定技能1号評価試験（鋳造）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能1号評価試験（鍛造）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能1号評価試験（ダイカスト）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能1号評価試験（機械加工）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能1号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能1号評価試験（金属プレス加工）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能1号評価試験（鉄工）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能1号評価試験（工場板金）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能1号評価試験（めっき）	製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）
製造分野特定技能1号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）	製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）
製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能1号評価試験（電気

	電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(機械検査)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(機械保全)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て)	製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造)	製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
製造分野特定技能1号評価試験(塗装)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(溶接)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)	製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工) 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)

## 【確認対象の書類】

&lt;特定技能1号の場合&gt;

○ 試験合格者の場合

- ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書又は結果通知書の写し
  - ・日本語能力を証するものとして次のいずれか
    - 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2相当以上）の写し
    - 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
      - \*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって工業製品製造業分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません。
  - 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合
    - ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合
      - 本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
    - ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
      - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）
  - ＜特定技能2号の場合＞
    - 製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合
      - ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能2号評価試験の合格証明書又は結果通知書の写し
      - ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかのビジネス・キャリア検定の合格証明書の写し
    - 技能検定1級合格者の場合
      - ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの技能検定1級の合格証書の写し
      - ・工業製品製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）
    - 日本語能力を証するものとして次のもの（※）
      - 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し（CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る。）
- （※）令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

## 【留意事項】

＜特定技能1号＞

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

<特定技能2号>

- 製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へ御確認ください。
- 技能検定1級合格者の実務経験は、「工業製品製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）」にて確認します。

### 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

#### 【関係規定】

##### 特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

##### 告示第2条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 中分類11—繊維工業

二～十六（略）

十七 中分類15—印刷・同関連業

十八～七十五（略）

七十六 小分類484—こん包業

2（略）

##### 第3条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行うこととしていること。

二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守することとしていること。

三 外国人が特定技能雇用契約に基づき法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄

第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第17号若しくは第76号に掲げるものを行っている場合、又は外国人が特定技能雇用契約に基づき同欄第2号に掲げる活動を行う事業所が、同条第2項第46号に掲げる産業を行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

四 経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

五 法別表第1の2の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動と異なる内容の活動を行わせる場合又は労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施することとしていること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

#### 【特定技能所属機関及び事業所】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じて訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。
- 特に当該特定技能外国人が育成就労制度に従事した業務とは異なる業務に従事する場合や労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。
- また、特定技能外国人から、製造業分野に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付する必要があります。
- これらを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

#### 【登録法人及び協議会】

- 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産

業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります。

- また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。
- 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていることについて、登録法人の確認を受けることが求められます。
- さらに、特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- 特定技能外国人が所属する事業所が繊維工業、印刷・同関連業又はこん包業を行っている場合は、特定技能所属機関は、協議会において協議が調った以下の事項に関する措置を講じることが必要です。

#### ①繊維工業

- 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
- 二 勤怠管理を電子化していること
- 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
- 四 特定技能外国人の給与を月給制とすること

#### ②印刷・同関連業

全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、全日本金属印刷工業協同組合連合会のいずれかに所属していること

#### ③こん包業

日本梱包工業組合連合会に所属していること

- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 製造業分野における協議会に関する問合せ先については、以下の経済産業省のホームページを御覧ください。

([https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html))

#### 【確認対象の書類】

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）
- 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））

<https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/memberlist.pdf>

## 第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等

## 【関係規定】

## 告示第4条

製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

- 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。
  - イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用
  - ロ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施
- 二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関が組織する団体を構成員とすること。
- 三 協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

## 第5条

前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

## 第6条

経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 第10条第1項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
  - ロ 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者

三 第10条第1項の規定による登録の取消しを受けた者であって、当該取消しの日から起算して5年を経過していないもの

#### 第7条

経済産業大臣は、第5条第1項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

#### 第8条

第4条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

#### 第9条

経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

#### 第10条

経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の登録を取り消すことができる。

- 一 第6条第1号又は第2号に該当するとき。
- 二 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

#### 第11条

経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき、又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 第4条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日

2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 第4条の登録をした年月日

**三 第4条の登録を取り消した年月日**

3 前2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

**【概要】**

- 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、以下の要件を満たせば、経済産業大臣の登録を受けて登録法人となることができます。製造業分野で特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接所属し、その行動規範を遵守することが求められます。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表されています。

**【登録要件】**

- 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。
- また、登録法人は、分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験を実施する必要があります。製造分野特定技能1号及び2号評価試験の作成に当たっては、必要な学識経験、実務経験等を有する者複数名を試験委員として指定し、試験区分毎に有識者委員会を設置して、試験委員の確認を受けることが求められます。
- なお、経済産業大臣の登録を受ける際は、告示第2条第1項又は第2項に掲げる産業に係る業界団体を構成員としなければなりません。
- 加えて、登録法人には、協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力を行うことが求められます。
- 登録法人が告示第4条第1号の取組の実施に当たり取得した個人情報等は、関係法令に基づき適切に取り扱わなければなりません。

**【協議会入会申込時の提出書類（協議会で定める様式）】**

- 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書

**【登録申請時の提出書類（特に指定がない場合は様式任意）】**

- ① 特定技能外国人受入事業実施法人登録申請書（登録を申請する旨を明記するとともに、名称、住所、代表者の氏名、特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項を記載）
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ③ 定款及び行動規範
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し  
 ※事業ごとのセグメント情報も記載すること。設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計上すること。
- ⑥ 事業内容が確認できる書類（事業計画書等）
- ⑦ 申請者が告示第6条各号のいずれにも該当しないことの誓約書（分野別参考様式第3-3号）
- ⑧ 構成員名簿
- ⑨ 特定技能外国人受入事業の実施体制図
- ⑩ 賃貸契約書その他の貸借関係を記した書類の写し  
 ※事務所その他物品の貸与を受け、第三者と賃貸契約等を結んでいる場合のみ提出すること。
- ⑪ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書の写し  
 ※協議会入会申込時の提出書類の写しを提出すること。
- ⑫ 個人情報等の取扱いに関する誓約書（分野参考様式第3-4号）
- ⑬ その他補足資料

**【協議会入会申込先及び登録申請先】**

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1  
 経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室  
 （郵送又は持参）

**【登録に係る申請書記載事項の変更】**

- 登録法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、経済産業大臣に対して届出を行う必要があります（様式は任意）。提出先は、【登録申請先】と同様です。

**【法人の登録及び取消しに係る公表】**

- 経済産業省が法人の登録を行った場合又は告示第10条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を経済産業省のホームページにて公表します。

## 第5 上陸許可に係る基準

## 【関係規定】

## 上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

## 上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

## 告示第1条

工業製品製造業分野（以下、単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に

係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。

**【確認対象の書類】**

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3-1号）

## 第6 育成・キャリア形成プログラム

### 分野別運用方針（抜粋）

#### 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

##### 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

##### (1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

- 製造業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び登録支援機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
- 製造業分野における育成プログラムは、経済産業省のホームページに掲載されていますので、適切に参照し活用してください。

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4年1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
特定技能1号	機械金属加工	<p>指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事する業務</p> <p>製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）に合格したものとみなす。</p> <p>製造分野特定技能1号評価試験（鋳造） 製造分野特定技能1号評価試験（鍛造） 製造分野特定技能1号評価試験（ダイカスト） 製造分野特定技能1号評価試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（金属プレス加工） 製造分野特定技能1号評価試験（鉄工） 製造分野特定技能1号評価試験（工場板金） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（塗装）</p>	<p>【「日本語教育の参照枠」A2. 2相当以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2. 2相当以上</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語能力試験（JLPT）N4以上</li> </ul>	鋳造	鑄鉄鑄物鑄造
					非鉄金属鑄物鑄造
				鍛造	ハンマ型鍛造
					プレス型鍛造
				ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
					コールドチャンバダイカスト
				機械加工	普通旋盤
					フライス盤
					数値制御旋盤
					マシニングセンタ
				金属プレス加工	金属プレス
				鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金				
仕上げ	治工具仕上げ				
	金型仕上げ				

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4年1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
		製造分野特定技能1号評価試験（溶接） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）			機械組立仕上げ
				プラスチック成形	圧縮成形
					射出成形
					インフレーション成形
					ブロー成形
				機械検査	機械検査
				機械保全	機械系保全
				電子機器組立て	電子機器組立て
				電気機器組立て	回転電機組立て
					変圧器組立て
配電盤・制御盤組立て					
開閉制御器具組立て					
	回転電機巻線製作				

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4年1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
				塗装	建築塗装
					金属塗装
					鋼橋塗装
					噴霧塗装
				溶接	手溶接
					半自動溶接
				工業包装	工業包装
				強化プラスチック成形	手積み積層成形
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工				
	仕上げ				
金属熱処理業	全体熱処理				
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）				
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）				

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4年1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号		
				職種	作業	
特定技能2号	機械金属加工	複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理する業務	製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（鋳造） 技能検定1級（鍛造） 技能検定1級（ダイカスト） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（金属プレス加工） 技能検定1級（鉄工） 技能検定1級（工場板金） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（工業包装） 技能検定1級（金属熱処理）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 （CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る）		
特定技能1号	電気電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号評価試験（電気電子機器組立て）  【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a、試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（電気電子機器組立て）に合格したものとみなす。  製造分野特定技能1号評価試験（機械加工）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	機械加工	普通旋盤 ----- フライス盤 ----- 数値制御旋盤 ----- マシニングセンタ
					仕上げ	治工具仕上げ ----- 金型仕上げ ----- 機械組立仕上げ

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4年1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
		試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（電子機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（プリント配線板製造） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）		プラスチック成形	圧縮成形
					射出成形
					インフレーション成形
					ブロー成形
				プリント配線板製造	プリント配線板設計
					プリント配線板製造
				電子機器組立て	電子機器組立て
				電気機器組立て	回転電機組立て
					変圧器組立て
					配電盤・制御盤組立て
開閉制御器具組立て					
	回転電機巻線製作				
機械検査	機械検査				
機械保全	機械系保全				
工業包装	工業包装				

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号		
				職種	作業	
特定技能2号	電気電子機器組立て	複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理する業務	製造分野特定技能2号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（工業包装）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 （CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る）	強化プラスチック成形	手積み積層成形
特定技能1号	金属表面処理	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）  【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）に合格したものとみなす。	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	めっき	電気めっき ----- 溶融亜鉛めっき
					アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号		
				職種	作業	
特定技能2号	金属表面処理	複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理する業務	製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（めっき） 技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 （CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る）		
特定技能1号	紙器・段ボール箱製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号評価試験（紙器・段ボール箱製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
						印刷箱製箱
						貼箱製造
						段ボール箱製造
	コンクリート製品製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号評価試験（コンクリート製品製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
RPF製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号評価試験（RPF製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	RPF製造	RPF製造	
陶磁器製品製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号評価試験（陶磁器製品製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	
					圧力鑄込み成形	
					パッド印刷	

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号			
				職種	作業		
印刷・製本	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（印刷・製本）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	印刷	オフセット印刷 ----- グラビア印刷		
				製本	製本		
紡織製品製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（紡織製品製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	紡績運転	前紡工程 ----- 精紡工程 ----- 巻糸工程 ----- 合ねん糸工程		
					織布運転	準備工程 ----- 製織工程 ----- 仕上工程	
						染色	糸浸染 ----- 織物・ニット浸染
							ニット製品製造
				たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造		

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
				カーペット製造	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
縫製	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事	製造分野特定技能1号 評価試験（縫製）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
				紳士服製造	紳士既製服製造
				下着類製造	下着類製造
				寝具製作	寝具製作
				帆布製品製造	帆布製品製造
				布はく縫製	ワイシャツ製造
				座席シート縫製	自動車シート縫製
				タオル製造	タオル縫製
電線・ケーブル製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電線又はケーブルの製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（電線・ケーブル製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上		
プレハブ住宅製品製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（プレハブ住宅製品製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	建築大工	大工工事
				タイル張り	タイル張り

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4年1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
				機械加工	普通旋盤
				金属プレス加工	金属プレス
				鉄工	構造物鉄工
				工業板金	機械板金
				塗装	建築塗装
					金属塗装
					噴霧塗装
				溶接	手溶接
半自動溶接					
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
家具製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、家具製品の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（家具製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	金属プレス加工	金属プレス
				工場板金	機械板金
				家具製作	家具手加工
				プラスチック成形	圧縮成形
					射出成形
					インフレーション成形
					ブロー成形
				塗装	金属塗装
					噴霧塗装
				工業包装	工業包装
溶接	手溶接				
	半自動溶接				
定形・不定形耐火物製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、耐火物製品の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（定形・不定形耐火物製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上		

別表（工業製品製造業）

特定技能外国人が従事する業務区分(従事する業務)		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4年1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
				職種	作業
生コンクリート製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、生コンクリートの製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（生コンクリート製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上		
	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、ゴム製品の製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（ゴム製品製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	ゴム製品製造	成形加工
					押し出し加工
			混練り圧延加工		
					複合複層加工
かばん製造	指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、かばんの製造工程の作業に従事する業務	製造分野特定技能1号 評価試験（かばん製造）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上		